

新	旧	備考
<p>貿易代金貸付保険運用規程</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00046 沿革 (略)</p> <p><u>令和8年3月2日 一部改正</u></p>	<p>貿易代金貸付保険運用規程</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00046 沿革 (略)</p>	
<p>第9条 <u>削除</u></p>	<p><u>(外貨建対応特約の対象要件)</u></p> <p>第9条 貿易代金貸付(貸付金債権等)保険外貨建対応方式特約書(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00060)又は貿易代金貸付(保証債務)保険外貨建対応方式特約書(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00061)の対象となる外貨は、以下のとおりとする。</p> <p>一 2年未満案件については、アメリカ合衆国ドル又はユーロ</p> <p>二 2年以上案件については、貿易保険の保険料率等に関する規程(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070。以下「保険料率等規程」という。)別表第6(2)に掲げる外貨に限る。</p>	
<p>(保険料率算定における期間計算の取扱い)</p> <p>第12条 <u>貿易保険の保険料率等に関する規程(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070。以下「保険料率等規程」という。)</u> II [2] 1 (1) ②に規定する「償還期間」及び(2) ②に規定する「貸付前期間」の取扱は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(保険料率算定における期間計算の取扱い)</p> <p>第12条 <u>保険料率等規程 II [2] 1 (1) ②</u>に規定する「償還期間」及び(2) ②に規定する「貸付前期間」の取扱は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>2～3 (略)</p>	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和8年4月1日から実施する。</u></p>		